

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県狭山市大字下広瀬 7 8 2 番地 2  
 氏 名 奥富興産 株式会社  
 代表取締役 奥富 猛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3 年 2 月 12 日

許可の有効年月日 令和 8 年 2 月 4 日

## 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(#1)、がれき類 以上 9 種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上 6 種類

※1 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※2 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※3 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地

埼玉県狭山市広瀬台二丁目 1 7 番 2 以上 1 筆(面積 1, 366.44㎡)。

保管施設の概要は裏面のとおり。

## 3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 3 年 2 月 5 日	指令西環第 3-189 号	新規許可
平成 24 年 6 月 18 日	指令産廃第 140 号	変更許可（「除く」から「含む」への変更及び「含む」1 種類の追加）
平成 28 年 5 月 12 日	指令西環第 1-11 号	更新許可
平成 29 年 11 月 24 日	-	変更届出（代表者）
令和 3 年 2 月 12 日	指令西環第 1-12 号	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号 01110035725

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃プラスチック類（付着物のない軟質系のもの及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上1種類	20.0 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋内)	16.4 m <sup>3</sup> (8.2 m <sup>3</sup> コンテナ×2個)
木くず 以上1種類	20.0 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋内)	16.4 m <sup>3</sup> (8.2 m <sup>3</sup> コンテナ×2個)
ゴムくず 以上1種類	2.0 m <sup>2</sup>	0.9 m (屋内)	0.4 m <sup>3</sup> (0.2 m <sup>3</sup> ドラム缶×2個)
金属くず（厚板及び型鋼に限る。） 以上1種類	40.0 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋内)	32.8 m <sup>3</sup> (8.2 m <sup>3</sup> コンテナ×4個)
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上1種類	4.0 m <sup>2</sup>	1.1 m (屋内)	3.4 m <sup>3</sup> (1.7 m <sup>3</sup> 鉄箱×2個)
がれき類 以上1種類	10.0 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋内)	8.2 m <sup>3</sup> (8.2 m <sup>3</sup> コンテナ×1個)

(以下余白)